

そのままにしてませんか？

放置船

沈船

廃船

放置船ゼロを目指して！



©2010熊本県くまモン

使わなくなった船は
わがで処分するばい!!

正しい廃棄の方法で!!





公共の水面は、みんなで共有する大切な財産です!

なくそう放置船!

守ろう安全な海、美しい海!!

放置船・沈船・廃船をそのままにいませんか?

漁港、港湾、河川及び海岸における放置船は、さまざまな悪影響を及ぼしています。

放置船が引き起こす問題とは・・・



公共施設の私物化・劣化

- 係留場所の私物化・利権化
- 公共施設への損傷



水路機能の低下

- 無秩序な船の集積により航行に支障
- 放置船の沈没船化

生活環境の悪化・モラルの低下

- 景観の悪化
- ゴミ・油の不法投棄
- 違法駐車、騒音

放置船が引き起こす問題

災害の拡大

- 洪水・高潮時における流水阻害
- 船の流出による2次災害の発生

安全性の欠如

- 安全管理の不十分さに起因する事故や遭難
- 漁業者等とのトラブル



船を放置することは不法行為、速やかに撤去を!

船を放置することは不法行為で、船の所有者自身に撤去義務があります。放置したままにしておくと次のような罰則や対処がとられますので速やかに撤去をしましょう。

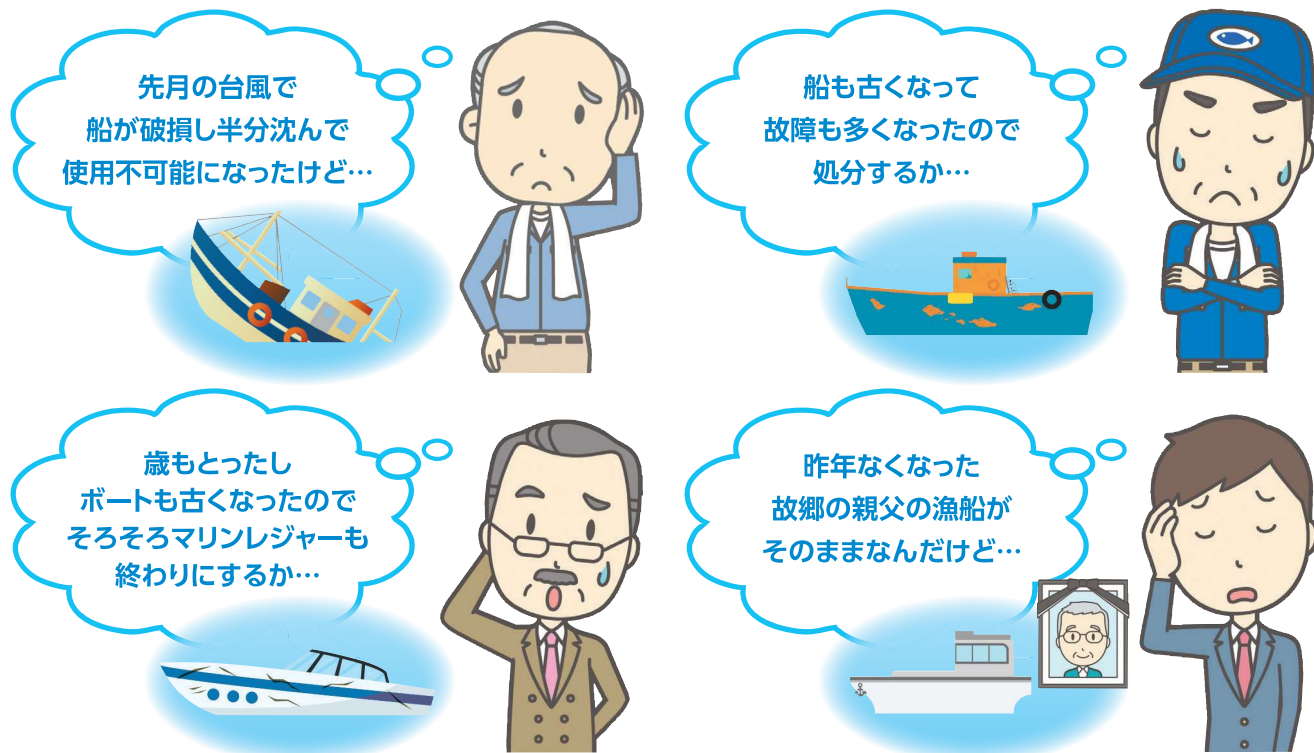
不法係留(放置)を行う所有者は、漁港漁場整備法・港湾法などにより罰せられます。

不法係留(放置)を続ける船については、漁港・港湾・河川及び海岸管理者が行政代執行法などの手続きを経て強制撤去を行います。この場合、強制撤去にかかった費用は船の所有者に請求されます。

船の処分は所有者の責任です!

使わない船を放置しておく、老朽化が進み、船の価値が下がる一方で、沈船となった場合は引上げに別途費用がかかり、処理費用がかさむなど、ますます処分しにくくなります。

また、近隣の船や公共施設に被害を与えるほか、地元住民への迷惑、火災や周囲からの見通しの悪さによる防犯上の問題が危ぶまれ、所有者は社会的信用を損なう恐れがあります。



こんな時は…



適正な方法で船を処分しましょう!

漁船やレジャー用の船などを放置する原因は、様々なきっかけや動機があります。

また、家族の事情などにより船を使わなくなる場合でもそのまま放置しておくことはできません。

所有者は、船を廃棄するまで適正に管理する責任があります。最後まで適正な方法で船を処分しましょう。

放置船・沈船・廃船とは

放置船	沈船・廃船
使用にあたって許可の必要な施設等において、許可を得ず係留・保管している船。または、係留・保管施設として認められていない場所に係留・保管されている船。	海底に着底、もしくは長期間使用された形跡がなく、破損等により船としての使用に耐えないと判断される船。

船の廃棄方法

適正な廃船処理について

漁業で使われた漁船は、「産業廃棄物」として適正に処理されなければいけません。また、レジャー用の船は「一般廃棄物」に該当しますが、自動車やピアノ等と同様、その大きさ及び処理の困難さ等の理由により自治体で処理を行うことが難しく、廃棄物処分業者に依頼し、処分されるケースがほとんどです。

船の廃棄方法は、大きく分けて、産業廃棄物処分業者へ依頼するか、または“FRP船リサイクルシステム”を利用するかの2つの方法があります。

放置船・沈船・廃船



金属類は有価物として売却

廃船処理の申込みについて

産業廃棄物処分業者による廃船処理の申込先

熊本県内の「廃船解体」産業廃棄物処分業者一覧

(株)津田	八代市新港町2丁目4番4号	☎0965-37-1871
新宝産業(株)	八代市港町277番地	☎0965-37-3171
(有)渡辺鉄工所	上天草市大矢野町上6587番地の12	☎0964-56-0703
(株)坂本工業	上天草市松島町今泉18番地1	☎0969-56-0092
(有)山本商会	上天草市松島町今泉2027番地10	☎0969-56-0925
(有)井上産業	天草市魚貫町黒河原10番地の14	☎0969-72-8101
光琳産業(有)	天草市牛深町121番地1	☎0969-72-2723

上記以外の産業廃棄物処分業者についてはこちらにお問い合わせください。

(一社)熊本県産業資源循環協会	熊本市東区上南部2丁目1番113号	☎096-213-3356
-----------------	-------------------	---------------

一般廃棄物処分業者については市町村へお問い合わせください。

FRP船リサイクルシステムの申込先(登録販売店)

熊本県内のFRP船リサイクルシステム登録販売店一覧

(株)坂井商会	熊本市西区西松尾町4410番地6	☎096-319-4455
熊本ヤマハ(株)	熊本市南区南高江三丁目2番地1号	☎096-358-2001
(株)アクペリア	熊本市南区富合町田尻144番地2	☎096-358-6611
(株)スズキマリン(スズキマリーナ熊本)	宇城市三角町戸馳11	☎0964-53-0714
(有)タケナガマリン	八代市鏡町野崎1028番地	☎0965-53-9977
(株)坂井商会(水俣工場)	水俣市丸島町二丁目494番地	☎0966-63-2946
(株)坂井商会(オーランドマリーナ)	上天草市大矢野町登立3218番地の1	☎0964-56-5758
(株)マスターマリン	上天草市松島町合津7500番地	☎0969-56-3655
熊本ヤマハ(株)(サービスセンターパール)	上天草市松島町合津7500番地	☎0969-56-1035
(有)西部内燃機	天草市倉岳町棚底1786番地1	☎0969-64-3222
(有)糸田鉄工所	天草市楠浦町10446番地34	☎0969-22-3430
コスモマリン(株)	天草市深海町2002番地	☎0969-75-0118

熊本県内のFRP船リサイクルシステム指定引取場所

(株)星山商店	熊本市北区武蔵ヶ丘9-5-76	☎096-338-6421
---------	-----------------	---------------

循環型社会だからこそ、適正な廃船処理を!

FRP船リサイクルシステムについて



FRP(ガラス繊維強化プラスチック)船は、その製品特性(高強度、大型、薄く広く分布、製品寿命が長いなど)から適正な処理が難しく不法投棄の要因の一つでもありました。

こうした中、平成17年、環境省において広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物に「廃FRP船」が追加され、廃棄物処理法に基づき、(一社)日本マリン事業協会が広域認定を受け、FRP船リサイクルが開始されました。

FRP船リサイクルシステムは、循環型社会の形成に貢献することに加え、廃船処理をしやすくする観点から不法投棄の防止にも寄与するものです。

(一社)日本マリン事業協会 ☎03-5542-1202



船の登録抹消

小型船舶の場合



日本小型船舶検査機構 (JCI) で手続きを!

小型船舶を廃棄する場合などは、日本小型船舶検査機構 (JCI) で抹消登録や廃船 (返納) 届などの各種手続きが必要となります。

船舶の登録を管轄する日本小型船舶検査機構 (JCI) 支部にお問い合わせください。

日本小型船舶検査機構
三角支部

☎0964-52-3800



漁船の場合



所属の漁協または熊本県にご相談を!

漁船を廃棄する場合は、登録を受けている都道府県に漁船登録票を返納してください。

所属の漁協または下記にお問い合わせください。

熊本県農林水産部
水産局水産振興課

☎096-333-2456



※船の登録抹消については、内容や条件によって異なりますのでお問い合わせ先にご相談ください。

廃棄物処理法と海洋汚染防止法について

不法係留 (放置) を行う所有者は、廃棄物処理法、海洋汚染防止法の対象となる場合があります。

廃棄物処理法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	
内容	(投棄禁止) 第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。 (焼却禁止) 第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。(以下 略)
罰則	(投棄をした者) (焼却をした者) 第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科 (法人は3億円以下の罰金)

海洋汚染防止法 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45年法律第136号)	
内容	(船舶からの油の排出の禁止) 第4条第1項 何人も、海域において、船舶から油を排出してはならない。(以下 略) (船舶等の廃棄の規制) 第43条第1項 何人も、船舶等を海洋に捨ててはならない。(以下 略)
罰則	(油を排出した者) (船舶等を捨てた者) 第55条 1,000万円以下の罰金

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課
☎096-333-2463

熊本県土木部河川港湾局河川課
☎096-333-2508

熊本海上保安部
☎0964-52-3104

熊本県農林水産部農村振興局農地整備課
☎096-333-2417

熊本県土木部河川港湾局港湾課
☎096-333-2515

熊本県警察本部
☎096-381-0110